

15のいす

道理と利害

最高裁判所判事

金築誠志

以前、ハロルド・J・ラスキの「近代国家における自由」（飯坂良明訳・岩波文庫）を読んでいて、「道理は、常に、利害に比べて不利な立場に立つ」という嘆きの言葉に行き当たり、全くその通りだと深く同感した。立派な言葉で飾られた主張の裏に、その真の動機である現実的な利害が隠されていることは多い。そうした場合、その人の気持を動かすには、現実的な利害をもってするほかなく、道理を説いてみても、殆ど無力なものに見える。

しかし、そのように道理と利害を対立的に考えるのは、正しくないのかもしれない。あまりにも卑小なものを、利害として思い浮かべるために、対立的な発想になるだけであるのかもしれない。

およそ、政治的、経済的、社会的な制度や人の行動で、誰かの利害に関係しないものは、極めて少ないであろう。人の世を動かす上で、関係者の利害を念頭に置かないわけにはいかないし、この世間で生きてゆくために、自分と他人の利害を無視するこ

とはできない。そして、利害は、金銭的な損得から、特定の制度、計画の目的や仕組みに対する影響といった一般的、抽象的なものまで、幅広く多種多様である。

法の役割は、こうした様々な利害を調整することにあるが、その調整は、

道理にかなったものでなければ

ならない。かくして、法にお

いて道理と利害は手を携える

ことになるが、物質的、

金銭的な利害のように、

その分量を量る単位があ

るものは、利害のバラン

スを量りやすい。正義の

女神の像は、天秤を持っ

ているが、あれに載せれ

ばよい。これに対し、制

度的な利害や基本的人権の

ように観念的、抽象的な性格

の利害となると、共通の計量単位

は存在しないから、これらの利害が衝

突する場面では、比較考量は誠に難しい。

立場によって、主張する道理は、180度

反対側を向いていたりする。その調和点

を探って悪戦苦闘するのも、裁判官の仕事

のうちである。

（かねつき・せいし）

